

# 運営規程

社会福祉法人多摩養育園  
特別養護老人ホーム椈の里

# 特別養護老人ホーム椈の里 運 営 規 程

## 第1章 施設の目的及び運営の方針

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人多摩養育園が設置する特別養護老人ホーム椈の里（以下「ホーム」という）の指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」「八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、ならびに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2. 指定短期入所生活介護事業所は、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
3. 指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所は、利用者への虐待防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。
4. 指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所は、利用者の権利保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。
5. 指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。
6. 指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所は、その事業活動を通じ

て障害者就労施設等(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達)の推進等に関する法律(平成24年法律第50号第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。)の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

### (職員)

第3条 介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」「八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を配置するものとする。

ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- |             |          |
|-------------|----------|
| (1) 施設長     | 1名       |
| (2) 医師      | 3名(非常勤)  |
| (3) 生活相談員   | 2名       |
| (4) 介護職員    | 26名      |
| (5) 看護職員    | 7名       |
| (6) 管理栄養士   | 1名       |
| (7) 機能訓練指導員 | 14名(非常勤) |
| (8) 介護支援専門員 | 2名       |
| (9) 事務員     | 4名       |
| (10) 調理員    | 4名(業務委託) |

2. 前項に定めるものの他必要に応じてその他の職員を置くことができる。

### (職務)

第4条 職員は、設置目的を達成するために必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括する。  
施設長が事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関するに従事する。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (5) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。

する。

- (6) 栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに利用者の栄養指導に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成する。
- (9) 調理員は、給食業務に従事する。
- (10) 事務員は、庶務及び経理、会計事務並びに建物・設備・物品等の管理に関する業務に従事する。

### 第3章 利用定員

(定員)

第5条 指定介護老人福祉施設の入所定員は、80名とする。

- 2. 指定短期入所生活介護事業所の利用定員は、併設型2名、空床利用型8名とする。

### 第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画・短期入所生活介護計画の作成)

第6条 介護支援専門員は、指定介護老人福祉施設の利用者について、サービスの内容等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上書面を交付し、同意を得るものとする。

- 2. 指定短期入所生活介護事業所の利用者については、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される場合に、短期入所生活介護計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。

(サービスの提供)

第7条 職員は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(入浴)

第8条 1週間に2回以上入浴を行う。ただし、利用者に傷病があったり、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合には清拭に代えることができる。

(排泄)

第9条 利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

2. おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床、着替え、整容等)

第10条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第11条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2. 食事の時間は概ね次のとおりとする。

(1) 朝食 7時30分～

(2) 昼食 12時00分～

(3) 夕食 18時00分～

3. 予め連絡があった場合は、別に定めるところにより、衛生上又は管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができる。

4. 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

5. 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮し、できる限り離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(送迎)

第12条 指定短期入所生活介護事業所の利用者の入所時及び退所時には、利用者の希望・状態により自宅まで送迎を行う。ただし、原則として、送迎を行う地域は次のとおりとする。

(1) 八王子市

(2) あきる野市

(3) 福生市

(4) 羽村市

(5) 日の出町

(相談、援助)

第13条 職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(日常生活支援)

第14条 教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとする。

2. 施設は、要介護認定の申請等、利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者及び家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことができる。
3. 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第 15 条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(健康保持)

第 16 条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第 17 条 指定介護老人福祉施設の利用者が、入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにしなければならない。

(緊急時の対応)

- 第 18 条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。
2. 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行なうものとする。
  3. 利用者が、予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡と共にその緊急連絡先へも速やかに連絡を行なうものとする。

(利用料)

- 第 19 条 指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用の自己負担分と居住費、食費、加算及び日常生活等に要する費用として別に定める利用料（運営規程別紙）の合計額とする。
2. 指定短期入所生活介護事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大

臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービス（居宅支援サービス）にかかる費用の自己負担分と送迎に要する費用、滞在費、食費及び日常生活等に要する費用として別に定める利用料（運営規程別紙）の合計額とする。

3. 利用者が、特例居宅介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特例居宅支援サービス費、高額居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
4. 利用料は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとする。
5. 利用者は、第 4 項による利用料を翌月末日までに支払うものとする。ただし、利用終了に伴い月の途中で退所する場合は、残金を退所時に支払うものとする。
6. 支払いは、振込み（指定介護老人福祉施設利用の場合は、自動引き落としも可）又は現金のいずれかの方法によるものとし、その方法は利用開始時に施設長と利用者で決定するものとする。

## 第 5 章 利用にあたっての留意事項

### （日課の尊重）

第 20 条 利用者は、健康と生活の安定のため施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

### （外出及び外泊）

第 21 条 利用者は、外出（短時間のものは除く）又は外泊しようとするときは、その都度外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを施設長に届出るものとする。

### （面会）

第 22 条 利用者は外来者と面会しようとするときは、利用者又は外来者がその旨を施設長に届け出るものとする。施設長は特に必要があるときは、面会の場所や時間を指定することができるものとする。

### （健康留意）

第 23 条 利用者は、努めて健康に留意するものとする。ホームで行う健康診断は特別な理由がないかぎりこれを受診するものとする。

### （衛生保持）

第 24 条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心がけ、ホームに協力するものとする。

(禁止行為)

第 25 条 利用者は、ホーム内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

## 第 6 章 非常災害対策

(災害、非常災害対策)

第 26 条 消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2. 消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難の訓練を原則として少なくとも月 1 回は実施し、そのうち年 2 回以上は避難訓練を実施するものとする。
3. 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員まで事態の発生を知らせるものとする。

## 第 7 章 緊急やむを得ない場合の身体的拘束等を行う際の手続き

(身体的拘束等の必要性を判断する際の協議の方法)

第 27 条 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束廃止委員会を設置し、同委員会において利用者の「切迫性」「非代替性」「一時性」の 3 つの要素を確認するものとする。

2. 指定介護老人福祉施設は、上記 3 要素の全てに該当する場合、身体的拘束に関する説明書を作成し、利用者・その家族に説明し同意を得るものとする。また、同意に基づいて身体的拘束等を行う場合はその理由、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況を記録しなければならない。
3. 施設長・看護職員・生活相談員・主任介護職員・介護職員・介護支援専門員は、身体的拘束廃止委員会の委員として上記の協議を行うものとする。
4. 身体的拘束廃止委員会において協議を行う事が出来ない夜間・深夜帯に身体的拘束等が必要となった場合は、速やかに施設長に連絡して指示を仰ぐものとする。また、施設長に連絡がつかなかった場合については、生活相談員に連絡

して指示を仰ぐものとする。この場合、生活相談員は速やかに施設長に報告するように努めなければならない。

5. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図らなければならない。
6. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しなければならない。
7. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しなければならない。

## 第8章 緊急時等における対応方法

第28条 指定介護老人福祉施設は、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、配置医との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

2. 指定介護老人福祉施設は、情報共有の方法や曜日や時間帯ごとの連絡方法など、配置医と施設で具体的な取り決めを行わなければならない。
3. 指定介護老人福祉施設は、複数の配置医を置くか、配置医と協力病院などの医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制の確保に努めなければならない。

## 第9章 その他の運営についての重要事項

### (利用資格)

第29条 利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設又は短期入所生活介護の利用の資格があり、利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者、及びその他法令により入所できるものとする。

### (内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第30条 施設の利用にあたっては、あらかじめ入所申込者及び身元引受人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

### (施設・設備)

第31条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとする。

2. 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならない。
3. 施設・設備等の維持管理は職員が行なうものとする。

(苦情処理)

第 32 条 利用者又は身元引受人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。その場合速やかに事実関係を調査し、必要に応じて苦情解決委員会を開催し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について、利用者又は身元引受人に報告するものとする。

(秘密の保持)

第 33 条 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2. 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。
3. 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際には、利用者の情報については、当該利用者の同意を、その家族の情報については当該家族の合意を、あらかじめ、文書により得なければならない。

(衛生管理等)

第 34 条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を月に 1 回程度、定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図らなければならない。
  - (2) 施設は、施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のため、平常時の対策及び発生時の対応を規定する指針を整備しなければならない。
  - (3) 施設は、介護職員等に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施しなければならない。また、調理、清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても施設の指針が周知される措置を行わなければならない。
  - (4) 前項に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行わなければならない。
- 3 施設は、感染症又は食中毒の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つようにしなければならない。

(協力病院等)

第 35 条 施設は、施設で対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケース（利用者）について迅速且つ適切に対応するため、協力病院を定めなければならない。

- 2 施設は、利用者の歯科治療及び歯科衛生に対応するための協力歯科医療機関を定めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 36 条 施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する。

- (1)事故が発生した場合の対応、各号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
  - (2)事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
  - (3)事故発生防止のための委員会及び介護職員その他の職員に対する研修を、定期的に行う。
- 2 施設は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者や必要に応じて東京都に連絡するとともに、利用者の家族等に連絡を行う等、必要な措置を講じなければならない。また、短期入所生活介護事業所においては、在宅における介護支援専門員にも併せて連絡をしなければならない。
  - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録しなければならない。
  - 4 施設は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
  - 5 施設は、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第 37 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(委任)

第38条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(改正)

第39条 この規程の改正、廃止する時は、社会福祉法人多摩養育園理事会の議決を経るものとする。

## 附 則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

第5条2項 一部改正し、平成16年5月26日から施行する。

第6条1項、19条1項2項、平成17年9月22日 一部改正し、平成17年10月1日から施行する。

別紙1、別紙2、平成18年3月24日改正し、平成18年4月1日から施行する。

別紙1、平成20年3月27日改正し、平成20年4月1日から施行する。

別紙1、別紙2、平成21年3月26日改正し、平成21年4月1日から施行する。

別紙1、別紙2、平成24年3月22日改正し、平成24年4月1日から施行する。

別紙1、別紙2、平成25年3月21日改正し、平成25年4月1日から施行する。

別紙1、平成25年5月23日改正し、平成25年6月1日から施行する。

別紙1、別紙2、平成26年3月20日改正し、平成26年4月1日から施行する。

第1条、第2条、第3条、第8条、第11条、第13条、第14条、第19条を一部改正、第7章第27条～31条を第8章28条～32条に訂正し、第32条を一部改正、第8章32条・33条を第9章36条・37条に訂正、新たに第7章第27条と第8章第33条、第34条、第35条を加筆、平成27年3月19日 一部改正し、平成27年4月1日から施行する。

別紙1、別紙2、平成27年3月19日改正し、平成27年4月1日から施行する。

別紙1-②、別紙2-②、平成27年3月19日改正し、平成27年8月1日から施行する。

別紙1-②、別紙2-②、平成27年8月26日改正し、別紙1、別紙2として平成27年8月1日に遡及して適用する。

別紙1、別紙2、平成29年3月22日改正し、平成29年4月1日から施行する。

第7章第27条5項～7項を追記、新たに第8章28条1項～3稿を追記したため、第8章第28条～30条を第9章29条～31条に訂正、第31条を一部追記し、第32条に訂正、第32条～34条を第33条～35条に訂正、第35条を第36条に訂正、第9章36条・37条を第10章37条・38条に訂正。

平成30年3月23日 一部改正し、平成30年4月1日から施行する。

別紙1、別紙2、平成30年3月23日改正し、平成30年4月1日から施行する。

別紙1、別紙2、令和元年9月25日改正し、令和元年10月1日から施行する。

別紙1、別紙2、令和3年3月19日改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和4年4月1日一部改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和6年3月15日一部改正し、令和6年4月1日から施行する。

別紙1、別紙2、令和6年3月15日改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月15日一部改正し、令和6年4月1日から施行する。

別紙1、別紙2、令和6年3月15日改正し、令和6年4月1日から施行する。

別紙1、別紙2、令和8年6月4日改正し、令和8年6月1日から施行する。